

## 刑事訴訟法等の一部を改正する法律案要綱

### 第一 刑事訴訟法の一部改正

#### 一 取調べの録音・録画制度の創設

##### 1 取調べの録音・録画をした記録媒体の取調べ請求義務

(一) 次に掲げる事件については、検察官は、第三百二十二条第一項の規定により証拠とすることができる書面であつて、当該事件についての第九十八条第一項の規定による取調べ（逮捕又は勾留されている被疑者の取調べに限る。）又は第二百三条第一項等の弁解の機会に際して作成され、かつ、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものの取調べを請求した場合において、被告人又は弁護人が、その取調べの請求に関し、その承認が任意にされたものでない疑いがあることを理由として異議を述べたときは、その承認が任意にされたものであることを証明するため、当該書面が作成された取調べ又は弁解の機会を開始から終了に至るまでの間における被告人の供述及びその状況を2により記録した記録媒体の取調べを請求しなければならないものとし、ただし、2(1)から(4)までのいずれかに該当することにより2による記録が行われなかったことその他やむを得ない事情によつて当該記録媒体が存在しないときは、この限りでないものとする。 (第三百一条の二第一項関係)

(1) 死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件

(2) 短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る

事件

- (3) 司法警察員が送致し又は送付した事件以外の事件（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）
- (二) 検察官が(一)に違反して(一)に規定する記録媒体の取調べを請求しないときは、裁判所は、決定で、(一)に規定する書面の取調べの請求を却下しなければならないものとする。こと。（第三百一条の二第二項関係）

## 2 取調べの録音・録画義務

検察官又は検察事務官は、1 (一) (1)から(3)までに掲げる事件（1 (一) (3)に掲げる事件のうち、関連する事件が送致され又は送付されているものであって、司法警察員が送致し又は送付することが見込まれるものを除く。）について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百四条第一項等の規定により弁解の機会を与えるときは、次のいずれかに該当する場合を除き、被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録しておかなければならないものとし、司法警察職員が、1 (一) (1)又は(2)に掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者を第九十八条第一項の規定により取り調べるとき又は被疑者に対し第二百三条第一項等の規定により弁解の機会を与えるときも、同様とすること。（第三百一条の二第四項関係）

- (1) 記録に必要な機器の故障その他のやむを得ない事情により、記録をすることができないとき。
- (2) 被疑者が記録を拒んだことその他の被疑者の言動により、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。
- (3) 当該事件が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定により都道府県公安委員会の指定を受

けた暴力団の構成員による犯罪に係るものであると認めるとき。

- (4) (2)、(3)に掲げるもののほか、被疑者の供述及びその状況が明らかにされた場合には被疑者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあることにより、記録をしたならば被疑者が十分な供述をすることができないと認めるとき。

## 二 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設

### 1 合意の手続

- (一) 検察官は、必要と認めるときは、特定犯罪に係る事件の被疑者又は被告人との間で、被疑者又は被告人が特定犯罪に係る他人の刑事事件（以下単に「他人の刑事事件」という。）について一又は二以上の(1)に掲げる行為をし、かつ、検察官が被疑者又は被告人の当該事件について一又は二以上の(2)に掲げる行為をすることを内容とする合意をすることができるものとする。 (第二百五十条の二第一項関係)

#### (1) 次に掲げる行為

- イ 検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際して真実の供述をすること。
- ロ 証人として尋問を受ける場合において真実の供述をすること。
- ハ 検察官、検察事務官又は司法警察職員による証拠の収集に関し、証拠の提出その他の必要な協力をすること（イ及びロに掲げるものを除く。）。

#### (2) 次に掲げる行為

- イ 公訴を提起しないこと。
  - ロ 公訴を取り消すこと。
  - ハ 特定の訴因及び罰条により公訴を提起し、又はこれを維持すること。
  - ニ 特定の訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回又は特定の訴因若しくは罰条への変更を請求すること。
  - ホ 論告の際に被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述すること。
  - ヘ 即決裁判手続の申立てをすること。
  - ト 略式命令の請求をすること。
- (二) (一)に規定する「特定犯罪」とは、次に掲げる罪（死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たるものを除く。）をいうものとする。こと。（第二百五十条の二第二項関係）
- (1) 刑法の公務の執行を妨害する罪（同法第九十五条の罪を除く。）、文書偽造の罪（同法第五十四条に規定する文書に係る罪を除く。）、有価証券偽造の罪、支払用カード電磁的記録に関する罪、汚職の罪（同法第九十三条から第九十六条までの罪を除く。）、詐欺及び恐喝の罪又は横領の罪
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的犯罪処罰法」という。）の組織的封印等破棄、組織的強制執行妨害目的財産損壊等、組織的強制執行行為妨害等、組織的強制執行関係売却妨害、組織的詐欺若しくは組織的恐喝の罪、組織的詐欺若しくは組織的恐喝の罪の未遂罪又は犯罪収益等隠匿若しくは犯罪収益等收受の罪

- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、租税に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は金融商品取引法の罪その他の財政経済関係犯罪として政令で定めるもの
- (4) 爆発物取締罰則、大麻取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、武器等製造法、あへん法、銃砲刀剣類所持等取締法又は国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律の罪
- (5) 刑法の犯人蔵匿等、証拠隠滅等若しくは証人等威迫の罪又は組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等、証拠隠滅等若しくは証人等威迫の罪（いずれも(1)から(4)までに掲げる罪を本犯の罪とするものに限る。）
- (三) (一)の合意をするには、弁護人の同意がなければならぬものとする。 (第三百五十条の三第一項関係)
- (四) (一)の合意は、検察官、被疑者又は被告人及び弁護人が連署した書面により、その内容を明らかにしてするものとする。 (第三百五十条の三第二項関係)

## 2 協議の手続

- (一) 1 (一)の合意をするため必要な協議は、検察官と被疑者又は被告人及び弁護人との間で行うものとし、ただし、被疑者又は被告人及び弁護人に異議がないときは、協議の一部を被疑者若しくは被告人又は弁護人のいずれか一方のみとの間で行うことができるものとする。 (第三百五十条の四関係)
- (二) (一)の協議において、検察官は、被疑者又は被告人に対し、他人の刑事事件について供述を求めることができるものとし、この場合には、第九十八条第二項の規定を準用するものとする。 (第三百五十条の五第一項関係)

- (三) 被疑者又は被告人が(一)の協議においてした供述は、1(一)の合意が成立しなかったときは、これを証拠とすることができないものとする。 (第二百五十条の五第二項関係)
- (四) (三)は、被疑者又は被告人が当該協議においてした行為が刑法の犯人蔵匿等、証拠隠滅等若しくは虚偽告訴等の罪又は組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等若しくは証拠隠滅等の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるときは、これを適用しないものとする。 (第二百五十条の五第三項関係)
- (五) 検察官は、司法警察員が送致し若しくは送付した事件又は司法警察員が現に捜査していると認める事件について、その被疑者との間で(一)の協議を行おうとするときは、あらかじめ、司法警察員と協議しなければならないものとする。 (第二百五十条の六第一項関係)
- (六) 検察官は、(一)の協議に係る他人の刑事事件の捜査のため必要と認めるときは、(二)により供述を求めるときその他、の当該協議における必要な行為を司法警察員にさせることができるものとし、この場合において、司法警察員は、検察官の個別の授権の範囲内で、検察官が1(一)の合意の内容とすることを提案する1(一)(2)に掲げる行為の内容の提示をすることができるものとする。 (第二百五十条の六第二項関係)

### 3 公判手続の特例

- (一) 合意をした被告人の事件における合意内容書面等の取調べ請求義務  
検察官は、被疑者との間でした1(一)の合意がある場合において、当該合意に係る被疑者の事件について公訴を提起したときは、第二百九十一条の手続が終わった後(事件が公判前整理手続に付された場合にあつては、その時後)

遅滞なく、証拠として1(四)の書面（以下「合意内容書面」という。）の取調べを請求しなければならないものとし、被告事件について、公訴の提起後に被告人との間で1(一)の合意をしたときも、同様とすること。（第三百五十条の七第一項関係）

(二) 解明の対象となる他人の事件における合意内容書面等の取調べ請求義務

(1) 被告人以外の者の供述録取書等であつて、その者が1(一)の合意に基づいて作成したもの又は1(一)の合意に基づいてされた供述を録取し若しくは記録したものについて、検察官、被告人若しくは弁護士が取調べを請求し、又は裁判所が職権でこれを取り調べることにしたときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならないものとする。（第三百五十条の八前段関係）

(2) 検察官、被告人若しくは弁護士が証人尋問を請求し、又は裁判所が職権で証人尋問を行うこととした場合において、その証人となるべき者との間で当該証人尋問についてした1(一)の合意があるときは、検察官は、遅滞なく、合意内容書面の取調べを請求しなければならないものとする。（第三百五十条の九前段関係）

#### 4 合意の終了

(一) (1)から(3)までに掲げる事由があるときは、当該(1)から(3)までに定める者は、1(一)の合意から離脱することができるとすること。（第三百五十条の十第一項関係）

- (1) 1(一)の合意の当事者が当該合意に違反したとき その相手方
- (2) 次に掲げる事由 被告人

イ 検察官が1(1)(2)に係る合意に基づいて訴因又は罰条の追加、撤回又は変更を請求した場合において、裁判所がこれを許さなかったとき。

ロ 検察官が1(1)(2)ホに係る合意に基づいて論告において被告人に特定の刑を科すべき旨の意見を陳述した事件について、裁判所がその刑より重い刑の言渡しをしたとき。

ハ 検察官が1(1)(2)へに係る合意に基づいて即決裁判手続の申立てをした事件について、裁判所がこれを却下する決定(第三百五十条の二十二第二号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものに限る。)をし、又は第三百五十条の二十五第一項第三号若しくは第四号に該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なった供述をしたことにより同号に該当する場合を除く。)となったことを理由として第三百五十条の二十二の決定を取り消したとき。

ニ 検察官が1(1)(2)トに係る合意に基づいて略式命令の請求をした事件について、裁判所が通常の規定に従い審判をすることとし、又は検察官が正式裁判の請求をしたとき。

(3) 次に掲げる事由 検察官

イ 被疑者又は被告人が2(1)の協議においてした他人の刑事事件についての供述の内容が真実でないことが明らかになったとき。

ロ イに掲げるもののほか、被疑者若しくは被告人が1(1)の合意に基づいてした供述の内容が真実でないこと又は被疑者若しくは被告人が1(1)の合意に基づいて提出した証拠が偽造若しくは変造されたものであることが明

らかになったとき。

(二) (一)による離脱は、その理由を記載した書面により、当該離脱に係る合意の相手方に対し、当該合意から離脱する旨の告知を行おうものとする。 (第三百五十条の十第二項関係)

(三) 検察官が1(一)2イに係る合意に基づいて公訴を提起しない処分をした事件について、検察審査会により起訴を相当とする議決若しくは公訴を提起しない処分を不当とする議決又は起訴をすべき旨の議決があつたときは、当該合意は、その効力を失うものとする。 (第三百五十条の十一関係)

(四) (三)の場合には、当該議決に係る事件について公訴が提起されたときにおいても、被告人が2(一)の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠並びにこれらに基づいて得られた証拠は、当該被告人の刑事事件において、これらを証拠とすることができないものとする。 (第三百五十条の十二第一項関係)

(五) (四)は、次に掲げる場合には、これを適用しないものとする。 (第三百五十条の十二第二項関係)

(1) (三)に規定する議決の前に被告人がした行為が、当該合意に違反するものであつたことが明らかになり、又は(一)(3)イ若しくはロに掲げる事由に該当することとなつたとき。

(2) 被告人が当該合意に基づくものとしてした行為又は当該協議においてした行為が5(五)の罪、刑法の犯人蔵匿等、証拠隠滅等、偽証若しくは虚偽告訴等の罪又は組織的犯罪処罰法の組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等若しくは証拠隠滅等の罪に当たる場合において、これらの罪に係る事件において用いるとき。

(3) 証拠とすることについて被告人に異議がないとき。

## 5 合意の履行の確保

(一) 検察官が1(1)(2)イからニまで、へ又はトに係る合意(1)(2)ハに係るものについては、特定の訴因及び罰条により公訴を提起する旨のものに限る。)に違反して、公訴を提起し、公訴を取り消さず、異なる訴因及び罰条により公訴を提起し、訴因若しくは罰条の追加、撤回若しくは変更を請求することなく若しくは異なる訴因若しくは罰条の追加若しくは撤回若しくは異なる訴因若しくは罰条への変更を請求して公訴を維持し、又は即決裁判手続の申立て若しくは略式命令の請求を同時にすることなく公訴を提起したときは、判決で当該公訴を棄却しなければならないものとする。 (第二百五十条の十三第一項関係)

(二) 検察官が1(1)(2)ハに係る合意(特定の訴因及び罰条により公訴を維持する旨のものに限る。)に違反して訴因又は罰条の追加又は変更を請求したときは、裁判所は、第三百十二条第一項の規定にかかわらず、これを許してはならないものとする。 (第二百五十条の十三第二項関係)

(三) 検察官が1(1)の合意に違反したときは、被告人が2(1)の協議においてした供述及び当該合意に基づいてした被告人の行為により得られた証拠は、これらを証拠とすることができないものとする。 (第二百五十条の十四第一項関係)

(四) (三)は、当該被告人の刑事事件の証拠とすることについて当該被告人に異議がない場合及び当該被告人以外の者の刑事事件の証拠とすることについてその者に異議がない場合には、これを適用しないものとする。 (第三百五十

条の十四第二項関係)

(五) 1(一)の合意に違反して、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対し、虚偽の供述をし又は偽造若しくは変造の証拠を提出した者は、五年以下の懲役に処するものとする。 (第三百五十条の十五第一項関係)

(六) (五)の罪を犯した者が、当該合意に係る他人の刑事事件の裁判が確定する前であって、かつ、当該合意に係る自己の刑事事件の裁判が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができるものとする。 (第三百五十条の十五第二項関係)

三 刑事免責制度の創設

1 証人尋問開始前の免責請求

(一) 検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項についての尋問を予定している場合であつて、必要と認めるときは、あらかじめ、裁判所に対し、当該証人尋問を次に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。 (第五百七条の二第一項関係)

(1) 尋問に応じた供述及びこれに基づいて得られた証拠は、証人が当該証人尋問においてした行為が証言拒絶等又は偽証の罪に当たる場合に当該行為に係るこれらの罪に係る事件において用いるときを除き、証人の刑事事件において、これらを証人に不利益な証拠とすることができないこと。

(2) 第四百六条の規定にかかわらず、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある証言を拒むことができないこと。

(二) 裁判所は、(一)の請求を受けたときは、その証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、当該証人尋問を(一)(1)及び(2)に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。 (第百五十七條の二第二項関係)

## 2 証人尋問開始後の免責請求

(一) 検察官は、証人が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受けるおそれのある事項について証言を拒んだと認める場合であつて、必要と認めるときは、裁判所に対し、それ以後の当該証人尋問を1(一)(1)及び(2)に掲げる条件により行うことを請求することができるものとする。 (第百五十七條の三第一項関係)

(二) 裁判所は、(一)の請求を受けたときは、その証人が証言を拒んでいないと認められる場合又はその証人に尋問すべき事項に証人が刑事訴追を受け、若しくは有罪判決を受けるおそれのある事項が含まれないと明らかに認められる場合を除き、それ以後の当該証人尋問を1(一)(1)及び(2)に掲げる条件により行う旨の決定をするものとする。 (第百五十七條の三第二項関係)

## 四 裁量保釈の判断に当たつての考慮事情の明確化

裁量保釈の判断に当たつて考慮すべき事情として、「保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれのほかに、身体拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」と明記すること。 (第九十條関係)

## 五 弁護人による援助の充実化

1 被疑者国選弁護制度の対象事件の範囲の拡大

- (一) 被疑者国選弁護制度の対象を、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件について勾留状が発せられている被疑者から、勾留状が発せられている全ての被疑者に拡大すること。(第三十七条の二、第三十七条の四関係)

- (二) 被疑者に対する国選弁護人選任請求権等の教示について所要の規定の整備を行うこと。(第二百三条第四項、第二百四条第三項、第二百七条第二項関係)

2 弁護人の選任に係る事項の教示の拡充

被告人又は被疑者に対して弁護人選任権を告げるに当たっては、弁護士、弁護士法人又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示しなければならないものとする。(第七十六条第二項、第七十七条第二項、第二百二条第三項、第二百四条第二項、第二百七条第三項関係)

六 証拠開示制度の拡充

1 証拠の一覧表の交付手続の導入

- (一) 証拠の一覧表の交付義務

検察官は、第三百十六条の十四第一項の規定による証拠の開示をした後、被告人又は弁護人から請求があったときは、速やかに、被告人又は弁護人に対し、検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならないものとする。(第三百十六条の十四第二項関係)

(二) 証拠の一覧表の記載事項

(1) (一)の一覧表には、イからハまでに掲げる証拠の区分に応じ、証拠ごとに、当該イからハまでに定める事項を記載しなければならないものとする。 (第三百十六条の十四第三項関係)

イ 証拠物 品名及び数量

ロ 供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるもの 当該書面の標目、作成の年月日及び供述者の氏名

ハ 証拠書類 (ロに掲げるものを除く。) 当該証拠書類の標目、作成の年月日及び作成者の氏名

(2) (1)にかかわらず、検察官は、(1)により(一)の一覧表に記載すべき事項であつて、これを記載することにより次に掲げるおそれがあると認めるものは、(一)の一覧表に記載しないことができるものとする。 (第三百十六条の十四第四項関係)

四第四項関係)

イ 人の身体若しくは財産に害を加え又は人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ

ロ 人の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれ

ハ 犯罪の証明又は犯罪の捜査に支障を生ずるおそれ

2 公判前整理手続及び期日間整理手続の請求権の付与

検察官、被告人又は弁護人は、裁判所に対し、事件を公判前整理手続又は期日間整理手続に付することを請求することができるものとする。 (第三百十六条の二第一項、第三百十六条の二十八第一項関係)

3 類型証拠開示の対象の拡大

(一) 第三百十六條の十五第一項の規定による開示の対象となる証拠の種類として次に掲げるものを加えること。(第三百十六條の十五第一項関係)

(1) 取調べ状況の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、身体の拘束を受けている者の取調べに関し、その年月日、時間、場所その他の取調べの状況を記録したもの(被告人の共犯として身体を拘束され若しくは公訴を提起された者であつて第三百十六條の十五第一項第五号イ又はロに掲げるものに係るものに限る。)

(2) 検察官請求証拠である証拠物の押収手続記録書面(押収手続の記録に関する準則に基づき、検察官、検察事務官又は司法警察職員が職務上作成することを義務付けられている書面であつて、証拠物の押収に関し、その押収者、押収の年月日、押収場所その他の押収の状況を記録したものをいう。(二)において同じ。)

(二) 第三百十六條の十五第一項の規定による開示をすべき証拠物の押収手続記録書面(第三百十六條の十四第一項又は第三百十六條の十五第一項の規定による開示をしたものを除く。)について、被告人又は弁護人から開示の請求があつた場合において、相当と認めるときも、同項と同様とすること。(第三百十六條の十五第二項関係)

## 七 犯罪被害者等及び証人を保護するための措置

### 1 証人等の氏名等の情報を保護するための制度の創設

(一) 証人等の氏名及び住居の開示に係る措置

(1) 検察官による措置

イ 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与えるべき場合において、その者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護士に対し、当該氏名及び住居を知る機会を与えた上で、当該氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるとし、ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。 (第二百九十九条の四第一項関係)

ロ 検察官は、イ本文の場合において、イ本文による措置によつてはイ本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき (被告人に弁護士がないときを含む。) は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の氏名又は住居を知る機会を与えないことができるものとし、この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならぬものとする。 (第二百九十九条の四第二項関係)

ハ 検察官は、第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるべき場合において、証拠書類若しくは証拠物に氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている者であつて検察官が証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人として尋問を請求するもの若しくは供述録取書等の供述者 (以下このハ及びニにおいて「検察官請求証人等」という。) 若しくは検察官請求証人等の親族の身体若しくは財産に害を加え又は

これらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、弁護人に対し、証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えた上で、その検察官請求証人等の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。 (第二百九十九条の四第三項関係)

二 検察官は、ハ本文の場合において、ハ本文による措置によつてはハ本文に規定する行為を防止できないおそれがあると認めるとき (被告人に弁護人がないときを含む。) は、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、被告人及び弁護人に対し、証拠書類又は証拠物のうちその検察官請求証人等の氏名又は住居が記載され又は記録されている部分について閲覧する機会を与えないことができるものとし、この場合において、被告人又は弁護人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知る機会を与えなければならないものとする。 (第二百九十九条の四第四項関係)

(2) 裁判所による裁定

イ 裁判所は、検察官が(1)イからニまでによる措置をとつた場合において、次のいずれかに該当すると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、当該措置の全部又は一部を取り消さなければならないものとする。 (第二百九十九条の五第一項関係)

(イ) 当該措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困

惑させる行為がなされるおそれがないとき。

(ロ) 当該措置により、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき。

(ハ) 検察官のとった措置が(1)ロ又は二によるものである場合において、(1)イ本文又はハ本文による措置によって(イ)に規定する行為を防止できるとき。

ロ 裁判所は、イ(ロ)又は(ハ)に該当すると認めて検察官がとった措置の全部又は一部を取り消す場合において、イ(イ)に規定する行為がなされるおそれがあるときは、弁護士に対し、当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、当該条件を付し、又は当該時期若しくは方法の指定をすることにより、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。 (第二百九十九条の五第二項

関係)

(3) 訴訟に関する書類等の閲覧等の制限

イ 裁判所は、検察官がとった(1)イ若しくはハによる措置に係る者若しくは裁判所がとった(2)ロによる措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護士が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するに当たり、これらに記載され又は記録されている当該措置に係る者の氏名又は住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又

は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。 (第二百九十九条の六第一項関係)

ロ 裁判所は、検察官がとつた(1)ロ若しくは二による措置に係る者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、弁護人が第四十条第一項の規定により訴訟に関する書類又は証拠物を閲覧し又は謄写するについて、これらのうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じ、又は当該氏名若しくは住居を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、若しくは被告人に知らせる時期若しくは方法を指定することができるものとし、ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとする。 (第二百九十九条の六第二項関係)

#### (4) 公判調書の閲覧等の制限

裁判所は、検察官がとつた(1)イからニまでによる措置に係る者若しくは裁判所がとつた(2)ロによる措置に係る者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認める場合において、検察官及び被告人の意見を聴き、相当と認めるときは、被告人が第四十九条の規定により公判調書を閲覧し又はその朗読を求めるについて、このうち当該措置に係る者の氏名若しくは住居が記載され若しくは記録されている部分の閲覧を禁じ、又は当該部分の朗読の求めを拒むことができる

ものとし、ただし、被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、この限りでないものとすること。(第二百九十九条の六第三項関係)

(二) 公開の法廷における証人の氏名等の秘匿

(1) 裁判所は、次に掲げる場合において、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人又は供述録取書等(供述書、供述を録取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるもの又は映像若しくは音声を記録することができる記録媒体であつて供述を記録したものをいう。)の供述者(以下この(1)において「証人等」という。)から申出があるときは、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、証人等特定事項(氏名及び住所その他の当該証人等を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができ、そのものとする。 (第二百九十条の三第一項関係)

イ 証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあるとき。

ロ イに掲げる場合のほか、証人等特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより証人等の名誉又は社会生活の平穩が著しく害されるおそれがあると認めるとき。

(2) (1)の決定があつたときは、起訴状の朗読及び証拠書類の朗読は、証人等特定事項を明らかにしない方法で行うものとする。 (第二百九十一条第三項、第三百五条第四項関係)

(3) 裁判長は、(1)の決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が証人等特定事項にわたるときは、

これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができるものとする。 (第二百九十五条第四項関係)

## 2 ビデオリンク方式による証人尋問の拡充

裁判所は、証人を尋問する場合において、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、同一構内（裁判官及び訴訟関係人が在席する場所と同一の構内をいう。以下この2において同じ。）以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によつて、尋問することができるものとする。 (第一百五十七条の六第二項関係)

- (1) 犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が同一構内に出頭するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認めるとき。
- (2) 同一構内への出頭に伴う移動に際し、証人の身体若しくは財産に害を加え又は証人を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。
- (3) 同一構内への出頭後の移動に際し尾行その他の方法で証人の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定されることにより、証人若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるとき。

(4) 証人が遠隔地に居住し、その年齢、職業、健康状態その他の事情により、同一構内に出頭することが著しく困難であると認めるとき。

八 証人不出頭の罪等の法定刑の引上げ等

1 証人不出頭の罪等の法定刑の引上げ

証人不出頭及び宣誓拒絶等の罪の法定刑を「十万円以下の罰金又は拘留」から「一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に引き上げること。(第百五十一条、第百六十一条関係)

2 勾引要件の緩和

裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができるものとする。 (第百五十二条関係)

九 自白事件の簡易迅速な処理のための措置

即決裁判手続の申立てを却下する決定(第三百五十条の八第三号又は第四号に掲げる場合に該当することを理由とするものを除く。)があつた事件について、当該決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときは、第三百四十条の規定にかかわらず、同一事件について更に公訴を提起することができるものとし、第二百五十条の十一第一項第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当すること(同号については、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述と相反するか又は実質的に異なつた供述をしたことにより同号に該当する場合に限る。)となつたことを理由として第三百五十条の八の決定が取り消された事件

について、当該取消しの決定後、証拠調べが行われることなく公訴が取り消された場合において、公訴の取消しによる公訴棄却の決定が確定したときも、同様とすること。(第三百五十条の十二関係)

## 第二 刑法の一部改正

### 一 犯人蔵匿等の罪等の法定刑の引上げ

犯人蔵匿等及び証拠隠滅等の罪の法定刑を「二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」から「三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に、証人等威迫の罪の法定刑を「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」から「二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金」に引き上げること。(第三百三条、第四百四条、第四百五条の二関係)

## 第三 検察審査会法の一部改正

### 一 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設

第三十五条に定めるもののほか、検察審査会が審査を行う場合においては、検察官は、当該審査に係る事件について被疑者との間でした第一の二一(一)の合意があるときは、第一の二一(四)の書面を検察審査会に提出しなければならないものとする。(第三十五条の二第一項関係)

## 第四 組織的犯罪処罰法の一部改正

### 一 組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等の罪等の法定刑の引上げ

組織的な犯罪に係る犯人蔵匿等、証拠隠滅等及び証人等威迫の罪の法定刑を「三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」から「五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に引き上げること。(第七条第一項第一号から第三号まで及び第二

項関係)

第五 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正

一 犯罪捜査のための通信傍受の対象事件の範囲の拡大

1 検察官又は司法警察員は、(1)から(3)までのいずれかに該当する場合において、当該(1)から(3)までに規定する犯罪(2)及び(3)にあつては、その一連の犯罪をいう。)の実行、準備又は証拠隠滅等の事後措置に関する謀議、指示その他の相互連絡その他当該犯罪の実行に関連する事項を内容とする通信(以下この1において「犯罪関連通信」という。)が行われると疑うに足りる状況があり、かつ、他の方法によつては、犯人を特定し、又は犯行の状況若しくは内容を明らかにすることが著しく困難であるときは、裁判官の発する傍受令状により、電話番号その他発信元又は発信先を識別するための番号又は符号(以下「電話番号等」という。)によつて特定された通信の手段(以下「通信手段」という。)であつて、被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているもの(犯人による犯罪関連通信に用いられる疑いがないと認められるものを除く。)又は犯人による犯罪関連通信に用いられると疑うに足りるものについて、これを用いて行われた犯罪関連通信の傍受をすることができるものとする。 (第三条第一項関係)

(1) 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されたと疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるもの(別表第二に掲げる罪にあつては、当該罪に当たる行為が、あらかじめ定められた役割の分担に従つて行動する人の結合体により行われるものに限る。(2)及び(3)において同じ。)であると疑うに足りる状況があると

き。

(2) 別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯され、かつ、引き続き次に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、これらの犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

イ 当該犯罪と同様の態様で犯されるこれと同一又は同種の別表第一又は別表第二に掲げる罪

ロ 当該犯罪の実行を含む一連の犯行の計画に基づいて犯される別表第一又は別表第二に掲げる罪

(3) 死刑又は無期若しくは長期二年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪が別表第一又は別表第二に掲げる罪と一体のものとしてその実行に必要な準備のために犯され、かつ、引き続き当該別表第一又は別表第二に掲げる罪が犯されると疑うに足りる十分な理由がある場合において、当該犯罪が数人の共謀によるものであると疑うに足りる状況があるとき。

2 別表を別表第一とし、別表第二を追加して同表に次に掲げる罪を掲げること。(別表第一、別表第二関係)

(1) 爆発物取締罰則の爆発物の使用の罪(未遂罪を含む。)

(2) 刑法の現住建造物等放火、殺人、傷害、傷害致死、逮捕及び監禁、逮捕等致死傷、未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、窃盗、強盗(第二百三十六條第一項の罪に限る。)、強盗致死傷、詐欺(第二百四十六條第一項の罪に限る。)、電子計算機使用詐欺又は恐喝(第二百四十九條第一項の罪に限る。))の罪(いずれも未遂罪を含む。)

(3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律の児童ポルノ等の不特定若しくは多数の者に対する提供等又は不特定若しくは多数の者に対する提供等の目的による児童ポルノの製造等の罪

## 二 暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法の導入

### 1 定義

- (一) この法律において「暗号化」とは、通信の内容を伝達する信号その他の信号であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（以下「原信号」という。）について、電子計算機及び変換符号（信号の変換処理を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を用いて変換処理を行うことにより、当該変換処理に用いた変換符号と対応する変換符号（以下「対応変換符号」という。）を用いなければ復元することができないようにすることをいい、「復号」とは、暗号化により作成された信号（以下「暗号化信号」という。）について、電子計算機及び対応変換符号を用いて変換処理を行うことにより、原信号を復元することをいうものとする。 （第二条第四項関係）
- (二) この法律において「一時的保存」とは、暗号化信号について、その復号がなされるまでの間に限り、一時的に記録媒体に記録して保存することをいうものとする。 （第二条第五項関係）
- (三) この法律において「再生」とは、一時的保存をされた暗号化信号（通信の内容を伝達する信号に係るものに限る。）の復号により復元された通信について、電子計算機を用いて、音の再生、文字の表示その他の方法により、人の聴覚又は視覚により認識することができる状態にするための処理をいうものとする。 （第二条第六項関係）

### 2 暗号技術を活用する新たな傍受の実施方法によることについての許可等

- (一) 3(1)の許可又は4(1)の許可の請求は、第四条第一項の請求をする際に、検察官又は司法警察員からこれをしな

なければならないものとする。 (第四条第三項関係)

(二) 裁判官は、(一)の請求があったときは、(一)の請求を相当と認めるときは、当該請求に係る許可をするものとする。 (第五条第三項関係)

(三) 裁判官は、(二)により3(1)の許可又は4(1)の許可をするときは、傍受令状にその旨を記載するものとする。

(第六条第二項関係)

(四) 裁判所書記官その他の裁判所の職員は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、裁判官の命を受けて、当該(1)又は(2)に定める措置を執るものとする。 (第九条関係)

(1) 傍受令状に3(1)の許可をする旨の記載があるとき 3(1)による暗号化に用いる変換符号及びその対応変換符号を作成し、これらを通信管理者等(通信手段の傍受の実施をする部分を管理する者(会社その他の法人又は団体にあつては、その役職員)又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)に提供すること。

(2) 傍受令状に4(1)の許可をする旨の記載があるとき 次のイからハまでに掲げる措置

イ 4(1)による暗号化に用いる変換符号を作成し、これを通信管理者等に提供すること。

ロ イの変換符号の対応変換符号及び5(1)による暗号化に用いる変換符号を作成し、これらを検察官又は司法警察員が傍受の実施に用いるものとして指定した特定電子計算機(4(2)に規定する特定電子計算機をいう。)

以外の機器において用いることができないようにするための技術的措置を講じた上で、これらを検察官又は司法警察員に提供すること。

ハ ロの検察官又は司法警察員に提供される変換符号の対応変換符号を作成し、これを保管すること。

3 一時的保存を命じて行う通信傍受の実施の手続

(一) 一時的保存

(1) 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受令状の記載するところに従い傍受の実施をすることができる期間（第十九条の規定により傍受の実施を終了した後の期間を除く。）内において検察官又は司法警察員が指定する期間（当該期間の終期において第十八条の規定により傍受の実施を継続することができるときは、その継続することができる期間を含む。以下「指定期間」という。）に行われる全ての通信について、2(四)(1)により提供された変換符号を用いた原信号（通信の内容を伝達するものに限る。）の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号について一時的保存をさせる方法により、傍受をすることができるものとし、この場合における傍受の実施については、第十三条の規定は、適用しないものとする。

(第二十條第一項關係)

(2) 検察官又は司法警察員は、(1)による傍受をするときは、(二)(6)の手続の用に供するため、通信管理者等に対し、(二)(6)の手続が終了するまでの間(1)による傍受をする通信の相手方の電話番号等の情報を保存することを求めることができるものとし、この場合には、第十七条第二項後段の規定を準用するものとする。 (第二十條第三項

關係)

(3) 通信管理者等が(2)の電話番号等の情報を保存することができないときは、検察官又は司法警察員は、これを保

存することができる通信事業者等に対し、(二)(6)の手續の用に供するための要請である旨を告知して、(二)(6)の手續が終了するまでの間これを保存することを要請することができるものとし、この場合には、第十七条第三項後段の規定を準用するものとする。 (第二十条第四項関係)

(4) 検察官及び司法警察員は、指定期間内は、傍受の実施の場所に立ち入ってはならないものとする。 (第二十条第五項関係)

(5) 検察官及び司法警察員は、指定期間内においては、(1)に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができないものとする。 (第二十条第六項関係)

(6) (1)による傍受をした通信の復号による復元は、(二)(1)による場合を除き、これを行うことができないものとする。 (第二十条第七項関係)

(二) 再生の実施

(1) 検察官又は司法警察員は、(一)(1)による傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、通信管理者等に命じて、(一)(1)により一時的保存をされた暗号化信号について、2(四)(1)により提供された対応変換符号を用いた復号をさせることにより、(一)(1)による傍受をした通信を復元させ、同時に、復元された通信について、(2)から(5)までに定めるところにより、再生をすることができるものとし、この場合における再生の実施（通信の再生をすること並びに一時的保存のために用いられた記録媒体について直ちに再生をすることができる状態で一時的保存の状況の確認及び暗号化信号の復号をすることをいう。以下同じ。）については、第十一条から第十三条までの規定を準用

するものとする。こと。(第二十一条第一項関係)

(2) 検察官又は司法警察員は、(1)による復号により復元された通信のうち、傍受すべき通信に該当する通信の再生をすることができるほか、傍受すべき通信に該当するかどうか明らかでないものについては、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断するため、これに必要な最小限度の範囲に限り、当該通信の再生をすることができるものとする。こと。(第二十一条第三項関係)

(3) 検察官又は司法警察員は、(1)による復号により復元された通信のうち、外国語による通信又は暗号その他その内容を即時に復元することができない方法を用いた通信であつて、再生の時にその内容を知ることが困難なため、傍受すべき通信に該当するかどうかを判断することができないものについては、その全部の再生をすることができるものとし、この場合には、速やかに、傍受すべき通信に該当するかどうかの判断を行わなければならないものとする。こと。(第二十一条第四項関係)

(4) 検察官又は司法警察員は、(1)による復号により復元された通信の中に、第十五条に規定する通信があるときは、当該通信の再生をすることができるものとする。こと。(第二十一条第五項関係)

(5) 第十六条の規定は、(1)による復号により復元された通信の再生をする場合について準用するものとする。こと。(第二十一条第六項関係)

(6) 検察官又は司法警察員は、(一)(1)による傍受をした通信について、これが傍受すべき通信若しくは(4)により再生をすることができる通信に該当するものであるとき、又は(2)若しくは(3)による傍受すべき通信に該当するかどう

かの判断に資すると認めるときは、(一)(二)による求め又は(一)(三)による要請に係る電話番号等のうち当該通信の相手方のものの開示を受けることができるものとし、この場合には、第十七条第一項後段の規定を準用するものとする。 (第二十一条第七項関係)

(7) (1)による再生の実施は、傍受令状に記載された傍受ができる期間内に終了しなかったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間の終了後できる限り速やかに、これを終了しなければならないものとする。 (第二十一条第八項関係)

(8) (1)による再生の実施は、傍受の理由又は必要がなくなったときは、傍受令状に記載された傍受ができる期間内であっても、その開始前にあつてはこれを開始してはならず、その開始後にあつてはこれを終了しなければならないものとし、ただし、傍受の理由又は必要がなくなるに至るまでの間に一時的保存をされた暗号化信号については、傍受すべき通信に該当する通信が行われると疑うに足りる状況がなくなったこと又は傍受令状に記載された傍受の実施の対象とすべき通信手段が被疑者が通信事業者等との間の契約に基づいて使用しているものではなくなったこと若しくは犯人による傍受すべき通信に該当する通信に用いられると疑うに足りるものではなくなったことを理由として傍受の理由又は必要がなくなった場合に限り、再生の実施をすることができるものとする。 (第二十一条第九項関係)

(三) 暗号化信号の消去

(1) 通信管理者等は、(二)(1)による復号が終了したときは、直ちに、(一)(1)により一時的保存をした暗号化信号を全て

消去しなければならないものとする。 (第二十一条第一項前段関係)

- (2) 検察官又は司法警察員は、(一)(1)による再生の実施を終了するとき又は(二)(8)により再生の実施を開始してはならないこととなったときに、(一)(1)により一時的保存をされた暗号化信号であつて(二)(1)による復号をされていないものがあるときは、直ちに、通信管理者等に命じて、これを全て消去させなければならないものとする。 (第二十二條第二項関係)

#### 二十二條第二項関係

#### 4 特定電子計算機を用いる通信傍受の実施の手續

- (一) 検察官又は司法警察員は、裁判官の許可を受けて、通信管理者等に命じて、傍受の実施をしている間に行われる全ての通信について、2(四)(2)イにより提供された変換符号を用いた原信号 (通信の内容を伝達するものに限る。)

の暗号化をさせ、及び当該暗号化により作成される暗号化信号を傍受の実施の場所に設置された特定電子計算機に伝送させた上で、次のいずれかの傍受をすることができるものとし、この場合における傍受の実施については、第十三條の規定は適用せず、(2)による傍受については、3(一)(2)及び(3)を準用するものとする。 (第二十三條第一項関係)

- (1) 暗号化信号を受信すると同時に、2(四)(2)ロにより提供された対応変換符号を用いて復号をし、復元された通信について、第三條及び第十四條から第十六條までに定めるところにより、傍受をすること。

- (2) 暗号化信号を受信すると同時に一時的保存をする方法により、当該暗号化信号に係る原信号によりその内容を伝達される通信の傍受をすること。

(二) (一)に規定する「特定電子計算機」とは、次に掲げる機能の全てを有する電子計算機をいうものとする。 (第二十三条第二項関係)

- (1) 伝送された暗号化信号について一時的保存の処理を行う機能
- (2) 伝送された暗号化信号について復号の処理を行う機能
- (3) (一)による傍受をした通信にあつてはその傍受と同時に、(四)による再生をした通信にあつてはその再生と同時に、全て、自動的に、暗号化の処理をして記録媒体に記録する機能
- (4) 傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、(一)による傍受をした通信の開始及び終了の年月日時、(四)による再生をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項に関する情報を伝達する原信号を作成し、当該原信号について、自動的に、暗号化の処理をして(3)の記録媒体に記録する機能
- (5) (3)の記録媒体に記録される(3)の通信及び(4)の原信号について、(3)及び(4)に掲げる機能により当該記録媒体に記録すると同時に、暗号化の処理をすることなく他の記録媒体に記録する機能
- (6) 入力された対応変換符号(二四)(二)口により提供されたものに限る。(2)に規定する復号以外の処理に用いられることを防止する機能
- (7) 入力された変換符号(二四)(二)口により提供されたものに限る。(3)及び(4)に規定する暗号化以外の処理に用いられることを防止する機能
- (8) (1)に規定する一時的保存をされた暗号化信号について、(2)に規定する復号をした時に、全て、自動的に消去す

る機能

- (三) 検察官及び司法警察員は、傍受令状に(一)の許可をする旨の記載がある場合には、(一)に規定する方法によるほか、傍受の実施をすることができないものとする。 (第二十三条第三項関係)
- (四) 検察官又は司法警察員は、(一)(2)による傍受をしたときは、傍受の実施の場所において、(一)(2)により一時的保存をした暗号化信号について、特定電子計算機(二)に規定する特定電子計算機をいう。(六及び5(二)(1)において同じ。)を用いて、2(四)(2)口により提供された対応変換符号を用いた復号をすることにより、(一)(2)による傍受をした通信を復元し、同時に、復元された通信について、3(二)(2)から(5)までの例により、再生をすることができるものとし、この場合における再生の実施については、第十一条及び第十二条の規定並びに3(二)(6)から(8)までを準用するものとする。 (第二十三条第四項関係)
- (五) (一)(2)による傍受をした通信の復号による復元は、(四)による場合を除き、これを行うことができないものとする。 (第二十三条第五項関係)
- (六) 検察官又は司法警察員は、(一)(2)により一時的保存をした暗号化信号については、特定電子計算機の機能により自動的に消去されるもの以外のものであっても、(四)による再生の実施を終了するとき又は(四)において準用する3(二)(8)により再生の実施を開始してはならないこととなったときに、(四)による復号をしていないものがあるときは、直ちに、全て消去しなければならないものとする。 (第二十三条第六項関係)

5 傍受をした通信の記録等

(一) 一時的保存を命じて行う傍受の場合

- (1) 3(一)(1)による傍受の場合にあっては、3(二)(1)による再生をした通信について、全て、録音その他通信の性質に応じた適切な方法により記録媒体に記録しなければならないものとする。 (第二十四条第一項前段関係)
- (2) 3(一)(1)による傍受の実施の場合にあっては、3(二)(1)による再生の実施を中断し又は終了するときに、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならないものとする。 (第二十四条第二項関係)
- (3) 3(二)(1)による再生をした通信を(1)により記録した記録媒体については、再生の実施を中断し又は終了したときは、速やかに、立会人にその封印を求めなければならないものとし、再生の実施をしている間に記録媒体の交換をしたときその他記録媒体に対する記録が終了したときも、同様とすること。 (第二十五条第二項関係)

(二) 特定電子計算機を用いる傍受の場合

- (1) 4(一)による傍受をしたときは、特定電子計算機及び2(四)(2)ロにより提供された変換符号を用いて、傍受をした通信(4(一)(2)による傍受の場合にあっては、4(四)による再生をした通信。以下この(1)において同じ。)について、全て、暗号化をして記録媒体に記録するとともに、傍受の実施をしている間における通話の開始及び終了の年月日時、傍受をした通信の開始及び終了の年月日時その他政令で定める事項について、暗号化をして当該記録媒体に記録しなければならないものとする。 (第二十六条第一項関係)
- (2) 4(一)による傍受の実施(4(一)(2)によるものの場合にあっては、4(四)による再生の実施)を中断し又は終了するときは、その時に使用している記録媒体に対する記録を終了しなければならないものとする。 (第二十六条

第三項関係)

- (3) (1)により記録をした記録媒体については、傍受の実施の終了後（傍受の実施を終了する時に4(1)(2)により一時的保存をした暗号化信号であつて4(四)による復号をしていないものがあるときは、再生の実施の終了後）、遅滞なく、第二十五条第四項に規定する裁判官に提出しなければならないものとする。こと。（第二十六条第四項関係）
- 6 その他所要の規定の整備を行うこと。

第六 国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律の一部改正

- 一 国際刑事裁判所の運営を害する罪の法定刑の引上げ

証拠隠滅等の罪等について、第二と同様に法定刑を引き上げること。（第五十三条、第五十四条、第五十六条関係）

第七 附則

- 一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、ただし、第一の四及び八1、第二、第四並びに第六は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第一の五2、六、七1、八2及び九並びに第五の一は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、第一の二、三、五1及び七2並びに第三は公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から、それぞれ施行するものとする。こと。（附則第一条関係）

- 二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めること。（附則第二条から第八条まで関係）

- 三 政府は、取調べの録音・録画等が、被疑者の供述の任意性その他の事項についての的確な立証を担保するものである

とともに、取調べの適正な実施に資すること、取調べの録音・録画等に伴って捜査上の支障その他の弊害が生じる場合があること等を踏まえ、この法律の施行後三年を経過した場合において、取調べの録音・録画等の実施状況を勘案し、取調べの録音・録画等に関する制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。こと。（附則第九条関係）

四 関係法律について所要の規定の整備を行うこと。（附則第十条から第十五条まで関係）